

令和 8 年 8 月 1 4 日

現 場 説 明 書

- 1 工 事 名 障害者支援施設「第二高松園」空調設備交換改修工事
- 2 工 事 場 所 宮城県気仙沼市唐桑町只越 3 6 6 番地 5
- 3 工 事 概 要 既存のルームエアコンを撤去し、新たに 27 年度新省エネルギー基準に適合したルームエアコンに交換するもの。
○ 壁付ルームエアコン 4 4 台（撤去・交換）
- 4 工 事 範 囲 本工事は設計図書に示された範囲の他、本現場説明書及び質問に対する回答書も含むものとする。
- 5 工 期 契約日の翌日から令和 8 年 1 2 月 1 5 日まで
- 6 質 問 回 答 本工事に関する質疑がある場合は、別添「設計図書等に関する質問・回答書」（様式 3 号）により、事務局に E メールにて送付願います。
○ 質問書提出期限 令和 8 年 8 月 2 0 日（木）午後 3 時まで
○ 回答書交付日時 令和 8 年 8 月 2 1 日（金）午後 3 時まで
※ 入札参加届出者全員に E メールで回答する。
＜Eメールの質問書式等＞
○タイトル 【工事質問】障害者支援施設「第二高松園」空調設備交換改修工事
○添付ファイル 「設計図書等に関する質問・回答書」（様式 3 号）
○メールアドレス sensin-honbu@cup.ocn.ne.jp
- 7 提出書類等 請負契約書に定める「請負代金内訳書」及び「工程表」の他、「着手届、現場代理人届、完成届、工事写真（施工中・完成）」、その他監督員指示による書類を速やかに作成し提出すること。
（様式は請負者に指示します。）
- 8 施工上の留意事項
 - (1) 共通事項
 - ① 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書建築工事編、電気設備編、機械設備編」（令和 7 年版）及び「公共建築改修工事標準仕様書建築工事編、電気設備編、機械設備編」（令和 7 年版）とする。
 - ② 工事施工に当たり、不都合な箇所、工法、疑問に思うこと等がある場合、速やかに監督員に報告し指示を受けること。
 - ③ 工事請負者は、事前に工事工程、安全対策、施工時間等について、施設担当者及び監督員と協議すること。なお、施設行事、利用者の状況等により施工期日、施工時間を制限することがある。

- ④ 工事請負者は、一週間毎の施工内容、施工時間、人数等を施工入場の二日前まで施設担当者及び監督員に事前通知すること。また、当日は施工前に施設担当者の入場許可を受けること。また、退場時にもその旨を施設担当者に報告すること。
- ⑤ 施工中は、施設職員と協力して、利用者との接触を極力避けるよう配慮するとともに、バリケード・コーン等により区分け処置を講ずること。
- ⑥ 工事写真は完成時及び主な工程毎に撮影し冊子及び電子データで提出すること。
- ⑦ 工事用電力・水道は、既存設備を無償使用できるものとする。ただし、大量電力使用等で、施設運営に支障が生じる恐れがある場合には、工事請負者の負担で仮設置すること。
- ⑧ 工事用駐車場は、施設が指定する場所を提供する。なお、駐車スペースが不足する場合は施設担当者と協議し提供する。
- ⑨ 工事用仮設建物（事務所・倉庫・トイレ等）は施設担当者と協議し設置することができるものとする。なお、工事関係者の施設内トイレ使用は施設が指定する場所のみ可とする。
- ⑩ 図面中の特記型番以外への機器変更は、変更機器仕様が同等以上の場合に限り認める。ただしメーカーは統一すること。

(2) 工事事項

- ① 本工事は高所作業を伴うことから、命綱装着等の適切な安全対策を講ずること。
- ② 工事工程において、利用者に影響を及ぼす恐れがある騒音・振動を発生する作業の場合は、事前に日程、時間等について場施設担当者と協議し、短期集中で施工するよう努めること。
- ③ 工事機器、機材は、利用者が触れることが無いよう、万全の注意を払うとともに囲い込み等の適切な管理措置を講ずること。

9 工事担当者

< 第二高松園 >

〒988-0524 宮城県気仙沼市唐桑町只越 366-5

電話 0226-32-3055 FAX 0226-32-3057 Eメール takamatu2@kind.ocn.ne.jp

担当者 事業所管理者 熊谷 晴彦

< 事務局 >

〒988-0053 気仙沼市田中前 4-7-9 社会福祉法人 洗心会 事務局

電話 0226-29-6560 FAX 0226-24-8556 Eメール sensin-honbu@cup.ocn.ne.jp

担当者 事務局長 菅原 健